

事業評価書 (事前)

平成20年8月

評価対象 (事業名)	若年者等雇用促進特別奨励金	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

- (1) 現状分析
 現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が181万人(平成19年)と依然として多いなど、若者の雇用をめぐる問題が引き続き重要な課題となっている。
- (2) 問題分析
 人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、若者の雇用をめぐる問題についても的確に対応した雇用政策を講ずる必要がある。
- (3) 改善方策 (事業の必要性)
 平成20年4月23日に開催された経済財政諮問会議にて示された「新雇用戦略」においては、就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター、30代後半の不安定就労者)について、早急に安定雇用を実現する必要があるとされたところであり、年長フリーターのみならず、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える状況に鑑み、30代後半の不安定就労者に対する支援を重点的、集中的に行っていく必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

		H15	H16	H17	H18	H19
1	15～24歳の失業率(単位：%)	10.1	9.5	8.7	8.0	7.7
2	25～34歳の失業率(単位：%)	6.3	5.7	5.6	5.2	4.9
3	年齢計の失業率(単位：%)	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9
4	フリーター数(単位：万人)	217	214	201	187	181
5	年長フリーター数(単位：万人)	98	99	97	92	92

(調査名・資料出所、備考)

指標1～4は、いずれも総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」による。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()

(2) 事業の内容 (概要)

新規・一部新規					
(1) 若年者雇用促進特別奨励金の支給要件の緩和等 若年者雇用促進特別奨励金について、対象労働者の要件として雇用保険被保険者でなかった期間を3年から1年に緩和し、年齢要件を35歳未満から40歳未満に拡大するとともに、支給額について中小企業の場合における支給額の増額及び支給期間の延長を行う。また、有期実習型訓練後に常用雇用した場合においても、一定の要件のもと、当該奨励金を支給することとする。					
(3) 予算					
一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位:百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	150	140	368 ()
※「H21」については予算概算要求額 ※()は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標
正社員として就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等について、トライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に、若年者等雇用促進特別奨励金を支給することにより、常用雇用した事業主の教育研修に係る負担を軽減し、安定した雇用を促す。
政策効果が発現する時期 実施以後、随時効果の発現が見込まれる

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 若年者雇用促進特別奨励金の対象者数	支給対象者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	可	否	
(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
〈投入〉 若年者等雇用促進特別奨励金の支給 ↓
〈活動〉 トライアル雇用、有期実習型訓練修了後に常用雇用した対象事業主に対する若年者等雇用促進特別奨励金の支給 ↓
〈結果〉 年長フリーター等の常用雇用化数の増加 ↓
〈成果〉 年長フリーター等の数の減少
事業の有効性
年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。

(3) 効率性の評価

年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。